

議案第八三号

国民宿舎三朝温泉会館使用料条例の一部を改正する条例

について

国民宿舎三朝温泉会館使用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年十二月十六日提出



三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾四年拾貳月拾六日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

国民宿舍ニ附温泉会館使用料条例の一部を改正する条例

国民宿舍ニ附温泉会館使用料条例（昭和二十八年三月所定条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項第二号中「四、五〇〇円以内」と「五、〇〇〇円以内」とは「三、〇〇〇円以内」と「三、五〇〇円以内」とに改め、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 配膳手数料

一割以内

六 備品使用料

所長が別に定むる額

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和四十二年一月一日から適用する。